独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

災害共済給付額は，医療費の4割が給付されます。
下記は災害発生から給付金受領までの手順です。
(傷病にかかる初診から治ゆまでの間の医療費総額が500点(5,000円）に満たない場合は給付対象となりません。これは３割負担の支払が1500円未満の場合です。）

災害発生

＊学校内または部活動中，登下校中等，学校管理下で発生した災害により医療機関等で治療を受けた際は，**部顧問・担任・管理職**等へ連絡してください。

保健室

① **災害報告書（別紙）の記入で受付とします。**
・災害報告書を本人(保護者)が記入する。怪我をした時の担当者(下記)を責任者とし，協力して書類を提出する。
授業中（教科担任）　部活動中（部活動顧問）
その他の時間（担任）　寄宿舎にいる時間(舎監)

② 添付書類には，様々なものがあります。
・医療機関や調剤薬局等に記入をお願いする様式があります。
保健室で必要な書類を本人へ渡しますが，書類の提出状況が悪い場合は，担当者に生徒･保護者への連絡をお願いします。

関係書類送付

日本スポーツ振興センター福岡支所へ提出
(オンラインで手続き後，書類は県教育庁保健体育課へ提出)
＊災害報告書等の書類は毎月15日までに保健室へ提出する。

書類審査

決定通知

＊保護者へ通知します。

給付金支払い

＊保護者指定の金融機関口座に振り込まれます。

＊学校での怪我で受診する際は，医療機関へ「学校での怪我です」と伝えてください。
子ども医療費助成制度等，他の公的助成制度を利用すると学校保険が受けられなります(選ぶのは保護者です：学校保険は手続きが面倒ですが，支払額が多くなります)。
＊生徒へ，怪我をして医療機関を受診した際は，担当者へ報告するようご指導願います。